

神戸市居住安定援助計画認定制度実施要綱

令和 7 年 10 月 1 日 建築住宅局長決定

福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）に基づく居住安定援助計画の認定等に関して、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(住宅確保要配慮者の範囲)

第 2 条 この要綱に係る住宅確保要配慮者は、神戸市住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画（以下「供給促進計画」という。）に定める者とする。

(認定の基準)

第 3 条 居住安定援助計画の認定の基準は、法第 41 条及び供給促進計画に定めるとおりとする。

2 居住安定援助賃貸住宅は、次の各号のいずれにも立地していないこと。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域
- (5) 津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 72 条第 1 項に規定する津波災害特別警戒区域

(認定の申請)

第 4 条 法第 40 条第 1 項の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 5 条に規定する居住安定援助計画認定申請書を市長に提出しなければならない。

(申請の認定)

第 5 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、第 3 条に規定する基準に適合し、かつ次条第 1 項に該当しないと認められるときは、法第 41 条の規定に基づき、居住安定援助計画の認定をするものとする。

2 市長は、前項の居住安定援助計画の認定をしたときは、居住安定援助計画認定通知書（居住サポート住宅情報提供システムの出力様式（以下「システム様式」という。））により申請者に通知するものとする。

(申請の否認)

第 6 条 市長は、第 4 条の認定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、居住安定援助計画の否認をするものとする。

(1) 居住安定援助賃貸住宅事業者が法第 42 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき

(2) 申請書について虚偽の記載又は重要な事実の記載が欠けているとき

2 市長は、前項の居住安定援助計画の否認をしたときは、居住安定援助計画否認通知書（様式第 1 号）により申請者に通知するものとする。

（居住安定援助計画の変更）

第 7 条 法第 44 条第 1 項の居住安定援助計画の変更をする者は、施行規則第 22 条第 1 項に規定する居住安定援助計画の変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の変更の申請について準用する。

（居住安定援助計画の軽微な変更）

第 8 条 施行規則第 21 条に規定する軽微な変更をする者は、居住安定援助計画の軽微な変更届出書（システム様式）を市長に届け出なければならない。

（居住安定援助賃貸住宅事業の廃止）

第 9 条 法第 44 条第 3 項の居住安定援助賃貸住宅事業を廃止する者は、施行規則第 23 条第 1 項に規定する居住安定援助賃貸住宅事業の廃止届出書を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出書の届出があったときは、次の各号の事項について、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示するなど速やかに公示し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 認定事業者が個人の場合にあってはその氏名及び住所、法人の場合にあってはその名称、代表者の氏名及び住所

(2) 認定番号

(3) 事業廃止の年月日

（地位の承継）

第 10 条 法第 45 条の地位の承継の承認を受けようとする者は、施行規則第 24 条に規定する認定事業者の地位の承継に係る承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、第 6 条第 1 項各号に該当しないと認められるときは、法第 45 条の規定に基づき、地位の承継の承認をするものとする。

3 市長は、前項の地位の承継の承認をしたときは、施行規則第 25 条に規定する通知書により第 1 項の地位の承継の承認を申請する者（以下「地位承継承認申請者」という。）に通知するものとする。

4 市長は、地位承継承認申請者が第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、地位の承継の不承認をするものとする。

5 市長は、前項の地位の承継の不承認をしたときは、地位承継不承認通知書（様式第 2 号）により地位承継承認申請者に通知するものとする。

（心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となった場合の届出）

第 11 条 施行規則第 19 条に規定する状態となった場合の届出をする者は、同条に規定する届出書を市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第 12 条 市長は、第 5 条第 1 項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が法第 56 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が法第 56 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき

(2) 第 10 条第 4 項の地位の承継の不承認をしたとき

3 市長は、前二項の規定により計画の認定を取り消したときは、居住安定援助計画認定取消通知書（様式第 3 号）により、取り消した認定事業者にその旨を通知するものとする。

4 市長は、第 1 項又は第 2 項の規定により計画の認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示するなど速やかに公示し、一般の閲覧に供するものとする。

(定期報告)

第 13 条 認定事業者は、法第 49 条の規定に基づき、前年度における居住安定援助賃貸住宅事業の実施の状況等を施行規則第 30 条第 2 項に規定する居住安定賃貸援助賃貸住宅事業報告書により、毎年 6 月 30 日までに、市長に報告しなければならない。

(専用賃貸住宅の目的外使用)

第 14 条 法第 50 条第 1 項の専用賃貸住宅の目的外使用の承認を受けようとする者は、施行規則第 32 条に規定する目的外使用に係る承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法 50 条第 1 項に規定する要件を満たすと認められるときは、同項の規定に基づき、専用賃貸住宅の目的外使用の承認をするものとする。

3 市長は、前項の専用賃貸住宅の目的外使用の承認をしたときは、目的外使用に係る承認通知書（システム様式）により第 1 項の専用賃貸住宅の目的外使用の承認を申請する者に通知するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第 15 条 法第 54 条第 1 項の報告徴収及び立入検査は、市長が必要に応じて行うものとする。

(改善命令)

第 16 条 法 55 条の改善命令は、改善命令書（様式第 4 号）により市長が行うものとする。

2 認定事業者は、前項の改善命令を受けたときは、その改善に必要な措置を講じて、改善報告書（様式第 5 号）により、市長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。